

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人京都文教学園
②設置大学名称	京都文教大学
③担当部署	総務部総務課
④問合せ先	0774-25-2400
⑤点検結果の確定日	2026 年 9 月 18 日
⑥点検結果の公表日	2026 年 9 月 25 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.kbu.ac.jp/work_report/gov_code.html
⑧本協会による公表	承諾する

【備考欄】

京都文教短期大学は、法人全体のガバナンス体制のもとで運営されており、財務、人事、内部統制等の管理は法人によって統括されていることから、本点検結果報告書は京都文教短期大学も含めた状況を対象としている。なお、短期大学につきましては令和 8（2026）年度以降の学生募集停止に伴い、すべての在学生在が修学を全うし社会へ羽ばたけるよう、責任を持った教育・修学支援体制を維持・継続している。

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明
危機管理体制の確立	本学園では、令和 8（2026）年 4 月施行の「学校法人京都文教学園 コンプライアンス規程」および公益通報対応を盛り込んだ「内部通報規程」を制定し、法令遵守およびリスク管理体制の法人的基盤を構築した。また、大学においては「危機管理委員会規程」に基づき、事件・事故の防止や緊急対策本部の設置、実習・臨床活動における対応など組織的な審議・対応体制を定めている。一方で、防災委員会との連携強化や、各場面に応じた既存マニュアルの集約・系統的な整備については現在進行形で取り組んでいる段階にあり、全学的な「事業継続計画（BCP）」の策定と併せて更なる整備が必要な状況である。今後は、これらの課題に対応し、既存の危機管理体制の実効性をより一層高めるとともに、総合的な危機管理・事業継続体制の確立を計画的に進めていく。

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	本学園は、明治 37(1904)年に校祖獅子谷佛定上人が仏教精神に根ざした人間教育を実践することを建学の精神として創立され、現在もこの建学の精神を継承し、建学の精神、理念、教育目的について、各設置校の学則やウェブサイトで広く社会に明示しています。 大学・短期大学においてそれぞれの教育目的を公式ウェブサイト、大学案内、シラバス、入学者選抜要項等において明示している。ステークホルダーに対して本学園の教育理念と育成すべき人物像を広く周知・理解深める取組みを継続している。
実施項目 １－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	ディプロマ・ポリシー（DP）、カリキュラム・ポリシー（CP）、アドミッション・ポリシー（AP）の「三つのポリシー」を体系的に定め、これらに基づく教育課程を展開している。「KBU 学士力」の定着状況については、アセスメントテスト、ルーブリック評価、学生学修行動調査等を活用して客観的に検証し、大学教学会議を中心に PDCA サイクルを回すことで教育水準の向上と質保証を図っている。また、大学においては、教育改革の全学的推進を担う「教育開発推進センター」を設置し、「学修者中心」の教育を一層推進すべく、各ポリシーに基づいた教育内容・方法の改善に取り組んでいる。ユニバーサルデザインラーニング（UDL）の理念に基づいた多様な学習方法の導入準備や、「アカデミック・アドバイザー」の導入により、学生の個別最適な学習支援と進路支援を強化し、教育改善に努めている。
実施項目 １－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長・副学長・学部長・学科長等の教学役職者の権限と役割を関係規程において明確に規定している。学長の強いリーダーシップのもと、運営会議や教学関係諸会議が円滑に機能し、変化する高等教育環境に対して迅速かつ適切な教学ガバナンスを発揮できる体制を確立している。
実施項目 １－１④	説明
教職協働体制の確保	本学園では、教育目標の実現に向けた教職協働の取組を活性化している。事務局は大学・短期大学共通の事務局として学校法人京都文教学園事務組織及び事務分

	掌規程に定め、部局横断的な連携体制を構築するとともに、「大学運営会議」「大学教学会議」の他、複数の委員会で職員が構成員となっている。教員と職員が一体となって教育・研究活動、課外活動支援等を積極的に推進し、学生生活支援、キャリア・就職支援、地域連携事業、内部質保証などの諸課題に対し専門性を活かした相互連携を通じて組織的かつ迅速に対応している。することで、教職協働体制を確保している。
実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	教育の質向上および大学運営能力の強化を目的として、全学的な FD・SD 研修を計画的に開催している。内部質保証やガバナンス強化、ICT を活用した授業改善、学生支援の充実などをテーマとし、教職員一体となった能力開発および資質向上に取り組んでいる。また、教職員人事評価制度については、令和 2(2020)年度から試行的に運用を開始しており、令和 6(2024)年度も制度内容の見直しを行い、令和 7(2025)年度はシステムを利用して運用した。事務職員については、評価から育成に重点を置いた制度、等級制度の導入や昇格制度の構築、スタッフアワード制度を設け、継続して資質向上を推進している。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	社会環境の変化や短期大学の募集停止、通信制高等学校（京都文教大学附属宇治高等学校）の開設し、令和 8(2026)年度において、環境の変化を踏まえた第 4 期中長期計画の策定を進めており、PDCA サイクルによる進捗管理を実施。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	中長期計画および各年度の事業計画の着実な推進を図るため、全学的なモニタリング体制と PDCA サイクルを構築・運用している。具体的には、計画に掲げた重点事業の達成状況や数値目標の進捗について定期的に点検・評価を行い、その結果を事業報告書として公表・学内共有するとともに、次年度の事業計画や予算編成へ確実に反映させている。さらに、短期大学の改組・募集停止に伴う修学支援・教育の質保証の実施状況や、通信制高等学校開設に向けた準備状況等の重大な環境変化・進捗課題についても、理事会および大学運営会議等で継続的に検証・評価し、計画の実効性と進捗管理の徹底を図っている。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	本学の建学の精神に基づき、地域社会や現代社会のニーズに対応した教育プログラムを展開している。「KBU 学士力」の定着状況をアセスメントテスト等で検証し、教育の質保証を徹底。また、令和 7（2025）年度以降の学生募集を停止した短期大学においても、すべての在学生在が修学を全うし社会へ羽ばたけるよう、最後まで責任を持った教育・修学支援体制および心のケアを全学的に継続している。大学では、令和 6 年度に総合社会学部実践社会学科を開設し、令和 7 年度からは京都市文教大学総合社会学部に「食マネジメントコース」と「スポーツ・健康コース」、「公務員コース」を新設し、2 年目を迎える。現代社会のニーズに対応した実践力を備えた人材育成を強化している。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	「共生（ともいき）社会」の実現に向け、フィールドワークや地域連携活動（宇治市をはじめとする自治体・企業との包括連携など）を積極的に推進している。日本経済新聞社による地域貢献度調査等でも高く評価されている取組を継続・発展させるとともに、社会人向け講座や地域公開講座を通じて教育研究成果の積極的な還元を行っている。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、すべての構成員が個性を発揮できるよう「ダイバーシティ推進宣言」等に基づき支援体制を整備している。障がい学生支援室や留学生支援窓口、キャンパスハラスメント防止委員会の適切な運営を通じて、多角的な修学・生活支援体制を確保。また、募集停止となった短期大学も含め、あらゆる学生が安心して学べる環境を整備・維持している。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	本学園の建学の精神である「共生（ともいき）」の理念のもと、役員（理事・監事）、評議員、および各種委員会や学内役職への女性の積極的な登用に配慮・努めている。女性管理職・教員の比率向上に向けた職場環境の改善やキャリア支援を計画的に推進している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-1 ①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	寄附行為および関係規程に基づき、学識経験者、校友、地域関係者等から多様かつ適任な人材を理事として選任する体制を確立している。役員選任にあたっては、改正私立学校法に基づき設置された選任機関・評議員会の意見聴取等のプロセスを経ることで、選任過程の透明性および客観性を厳格に確保している。
実施項目 3-1 ②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	改正私立学校法に準拠し、最高意思決定・業務執行監督機関である「理事会」と、諮問・意見具申機関である「評議員会」の役割分担を明確に運用している。通信制高等学校の設置決定や第4期中長期計画の策定など学園の重要案件については、評議員会への適切な諮問・報告を行い、協働したガバナンス体制を構築している。
実施項目 3-1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事がその役割と法的責任を果たすため、理事会開催時の事前資料配布や丁寧な論点説明を徹底している。また、改正私立学校法の定着や私立大学を取り巻く環境変化（18 歳人口動向、短期大学の募集停止・質保証対応等）に関する外部研修への参加機会を提供・支援し、理事の資質向上を図っている。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2 ①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	寄附行為および関係規程に基づき、監事および会計監査人の選任基準を明確に定めている。改正私立学校法に則り、監事の選任にあたっては評議員会の同意（または選任機関による正当な手続き）を経ることで、選任過程の透明性・客観性と高い独立性を厳格に確保している。
実施項目 3-2 ②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監査の実効性と多角性を高めるため、監事・会計監査人・内部監査部門による定期的な三者協議会を開催している。計画段階での情報共有や監査結果の定期的報告・意見交換を通じて連携を密にし、学園組織全体の内部統制・リスク管理体制の強化を図っている。
実施項目 3-2 ③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事がその職務・法的責任を適切に果たすため、理事会や評議員会の事前資料配布・丁寧な事前説明を実施している。また、日本私立大学協会等の外部団体が主催する監事研修会や法律・会計に関する最新動向セミナーへの積極的な参加機会を提供・支援し、監事の資

	質向上と監査の実効性向上を図っている。
--	---------------------

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	寄附行為および評議員選任規程に基づき、職員、校友、学識経験者等から多様な知識・経験を有する評議員を選任する体制を明確化している。改正私立学校法に基づき選任機関・評議員会の手続を厳格に運用することで、評議員選任過程の透明性と客観性を確保している。
実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	改正私立学校法に準拠し、諮問機関および諮問・意見具申機関としての評議員会の機能を明確にして適切に運営している。通信制高等学校の開校決定や第4期中長期計画の策定、短期大学の募集停止に伴う体制整備など学園の重要課題について事前諮問・丁寧な報告を行い、理事会との適切な協働体制を維持している。
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員が学園の現状を理解し適切な意見具申や監督機能を果たすため、評議員会開催時の十分な事前資料配布と丁寧な事業内容説明を徹底している。また、私立大学を取り巻く環境変化や法令改正に関する情報提供・研修機会の確保に努めている。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	各種災害、感染症、情報セキュリティ事故等に対応する危機管理マニュアルの定期的見直しと運用の徹底を図っている。また、学園全体の事業継続計画（BCP）の策定・強化を進めており、緊急時における学生・教職員の安全確保と修学・教育研究活動の早期再開体制の整備に継続して取り組んでいる。
実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	「コンプライアンス規程」に基づき、学園全体の法令遵守および倫理観の徹底を図っている。内部通報窓口（ハラスメント・不正等）の適切な運用や、教職員対象の研修等を定期的実施し、リスクの早期発見と再発防止体制の強化に努めている。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
-----------	----

情報公開推進のための方針の策定	関係法令、文部科学省ガイドライン、および本協会のガバナンス・コードに基づき、財務情報、教育研究情報、およびガバナンス点検結果等を公式ウェブサイト等で適時・適切に公表する姿勢を徹底している。公表情報の正確性および透明性を維持し、社会に対する説明責任を果たす取組を継続・強化している。
実施項目 4－1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	財務諸表や事業報告書等の専門的な情報について、グラフや要約表を用いた「財務の概要」を掲載するなど、ステークホルダー（学生・保護者・校友・地域住民等）にとって分かりやすい情報発信を行っている。また、ウェブサイトでの迅速な情報公表に加え、広報紙や各種 SNS 等を活用したタイムリーな広報活動を展開し、理解促進と信頼関係の強化に努めている。

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明